

平成 30 年 6 月 8 日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構  
会 長 堰 八 義 博  
(公印省略)

平成 30 年度 DMO の活動推進に向けたマーケティング強化事業  
OTA サイト・旅行情報サイト等と連携したインバウンド向けマーケティング  
に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は北海道への観光客誘致活動に格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、北海道の訪日外国人来道者数は、230 万人（出典元：平成 28 年度「北海道観光入込客数調査」）と増加傾向であり、また、近年の傾向として、団体旅行から個人旅行（以下 FIT）へと旅行形態の変化が進んでおり、FIT 化およびリピーター化の促進に伴い、観光ニーズも定番観光から、道民が日常生活のなかで行っていることや楽しみ方を同じように旅先で体験してみたいというニーズに変化しつつあります。

今後、更なるインバウンドの誘客を促進するためには、リピーターの確保、閑散期の需要創出、観光客の道央偏在を解消する道内各地域への誘客促進など FIT に向けた施策の強化が重要です。ついては、当機構では、効果的なプロモーション方法を構築するため、海外 OTA（Online Travel Agent／オンライントラベルエージェント）や世界的旅行情報サイト等との連携および来道外国人に対するデジタルマーケティングを実施し、市場の嗜好・動向を把握・分析することを目的とした標記事業に係る企画提案を募集することといたします。

敬具

記

- 1 事業名 平成 30 年度 DMO の活動推進に向けたマーケティング強化事業  
OTA サイト・旅行情報サイト等と連携したインバウンド向けマーケティング
- 2 業務委託期間 契約締結日～平成 31 年 3 月 15 日
- 3 業務委託内容 下記事業の企画提案・実施  
OTA サイト・旅行情報サイト等と連携したインバウンド向けサイトプロモーションおよび観光ニーズ調査等によるデジタルマーケティング
- 4 企画提案指示書公布期間  
日時：平成 30 年 6 月 8 日（金）～6 月 22 日（金）
- 5 事業説明会 事業詳細に関する説明会は開催しません。  
事業全体に関する質問等については、下記担当者までご連絡ください。

お問い合わせ先（公社）北海道観光振興機構  
広報・国内プロモーショングループ 担当：林・土居  
TEL：011-231-5881 FAX：011-232-5064  
メール：[m\\_hayashi@visithkd.or.jp](mailto:m_hayashi@visithkd.or.jp)

平成 30 年度 DMO の活動推進に向けたマーケティング強化事業  
OTA サイト・旅行情報サイト等と連携した  
インバウンド向けマーケティング  
企画指示書

1. 委託事業名

平成 30 年度 DMO の活動推進に向けたマーケティング強化事業  
OTA サイト・旅行情報サイト等と連携したインバウンド向けマーケティング

2. 目的

北海道の訪日外国人来道客数は、230 万人（出典元：平成 28 年度「北海道観光入込客数調査」）と増加傾向である。近年の傾向として、団体旅行から個人旅行へと旅行形態の変化が進んでおり、観光ニーズも定番観光から、北海道の食、文化、体験等、道民が日常生活の中で行っていることや楽しみ方を同じように旅先で体験してみたいというニーズに変化しつつある。また、国毎に嗜好が違うことから、その嗜好にあわせた情報発信を行うことが重要であるため、同じ嗜好の属性集団向けに北海道の強みを発信し、観光客の増加、リピーターの確保、閑散期の需要創出、道内各地域への誘客促進等に向けた施策の強化が重要である。

世界的に見ると旅行手配の方法はオンラインが主流となっており、当機構では効果的なプロモーション方法を構築するために、海外 OTA（Online Travel Agent／オンライントラベルエージェント）や世界的旅行情報サイト等との連携および来道外国人に対する来訪動機・意向・魅力資源などのニーズ調査等のデジタルマーケティングを実施し、市場の嗜好・動向を把握・分析することを目的とする。

3. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施

4. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 日本国内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。
  - ①民間企業
  - ②特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利法人
  - ③その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
- (3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質

的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。

## 5. 委託期間

平成30年6月～平成31年3月15日

## 6. 実施内容

OTA サイト・旅行情報サイト等と連携したインバウンド向けサイトプロモーションおよび観光ニーズ調査等によるデジタルマーケティング

## 7. 業務委託内容（企画提案事項）

### (1) 対象市場

下記4市場において、連携するメディアの特性を踏まえ予算内で最も効果・効率的に実施できる方法を提案し下記(2)の実施内容毎に実施市場を明記すること。ただし、シンガポール・香港については実施内容すべてにおいて展開すること。

■シンガポール      ■香港      ■台湾      ■韓国

### (2) 実施内容

#### ①OTA サイト・旅行情報サイト等と連携したインバウンド向けサイトプロモーションによるデジタルマーケティングの実施

対象市場の訪日観光客が利用する OTA または旅行情報サイトと連携したサイトプロモーションを実施し、FIT に対する北海道の観光の魅力の訴求を図るとともにアクセス動向等に基づきニーズを分析すること。

既存・新規それぞれのコンテンツ情報を各市場に発信し反応の違いを分析。  
定番情報と新規情報（道民が日常生活で行っていることや楽しみ方）を流し反応を分析。

#### ②来道外国人観光客に対する観光ニーズ・旅行傾向の分析

インターネット調査やそのほか Twitter 等の SNS（位置情報付き SNS データ）などのビッグデータを活用し 対象市場観光客の情報収集方法・時期、観光コンテンツ、FIT 傾向にある客層・旅行スタイル傾向、旅中での興味関心やニーズ、旅行ルートなどの情報を収集・分析すること。また、分析にあたり、来訪時期が偏ることなく四季を通じたものとなるよう配慮すること。

#### ③上記以外の下記課題解消に繋がる分析や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施

#### ④上記①、②、③で得た結果に基づき、プロモーション手法を提案すること。

※サイトプロモーション・調査・マーケティングの実施時期

平成31年2月15日までの期間の中で、最適なスケジュールを策定すること。

### (3) 業務委託内容の実施に基づく効果測定、報告

#### ①実施スケジュール・報告時期について

上記マーケティングに基づく、スケジュールを提示し、広告表示数や広告表現ごとのクリック数、閲覧者の属性（年齢、地域、特性等）および実施内容に伴う分析内容等を報告すること。また、その結果に応じてターゲティングの変更絞り込み等改善策を観光機構と協議し実施すること。事業開始時にデジタルマーケティングの施策に対する目標 KPI を示すこと。

#### ②中間報告の実施及び最終報告書の作成

下記の北海道観光の課題および分析イメージをもとに、当事業にて実施する取組内容に応じた成果および取組サイトが保有するアクセスデータ等から市場動向を把握し、中間報告ならびに最終報告書を作成し、観光機構に提出すること。また、中間報告ならびに最終報告書は、観光機構主催セミナーでの活用等を行うため、紙およびデータにて観光機構に報告すること。

#### ③北海道観光の課題と分析イメージ

##### [北海道観光の課題]

- ・季節偏在の解消、平準化
- ・道内各地域への誘客促進
- ・ピーク以外の客層の掘り起し（閑散期の需要創出）
- ・観光客誘客に効果的なコンテンツの分析・把握
- ・FIT 傾向にある客層・旅行スタイル傾向・ニーズ等の分析・把握
- ・観光客が集中するエリア(札幌市等)以外で興味を示しているエリアへの誘導・検証

##### [分析イメージ（一例）]

※分析結果に基づいたプロモーション手法の示唆を得ること。

| 解析目的                 | 分析イメージ  |
|----------------------|---|
| 閑散期の需要創出             | <ul style="list-style-type: none"><li>・閑散期に来道している属性等</li><li>・どこを訪れているか。</li><li>・閑散期の来訪目的・きっかけは何か</li><li>・訪問者の口コミ・投稿など</li></ul>  |
| 誘客に効果的なコンテンツ         | <p>次のフェーズごとのインバウンドの反応の違い</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 一般的な観光地の区分による情報</li><li>② テーマ（*）ごとに区分した道民が日常生活の中で行っていることや楽しみ方に基づく観光情報<ul style="list-style-type: none"><li>*健康、美容、スポーツ、芸術鑑賞など</li></ul></li><li>・市場の旅行トレンド（テーマ）・ニーズの分析</li><li>・誘客や興味喚起に効果的なコンテンツの発見</li><li>・訪問者の口コミ・投稿など</li></ul> |
| FIT 傾向にある客層・旅行スタイル傾向 | <ul style="list-style-type: none"><li>・来道している属性等</li><li>・どのような旅行形態やルートで観光しているか。</li></ul>  |

|                           |  |
|---------------------------|--|
|                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集の方法、収集媒体</li> <li>・旅行を決定した要因</li> <li>・北海道で次の訪問先として検討している場所と理由</li> <li>・北海道旅行に対する興味関心度など</li> <li>・再訪問したい場所・理由</li> </ul> |
| 観光客が集中するエリア以外で興味を示しているエリア | <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪れている場所・その理由</li> <li>・どのような旅行形態やルートで観光しているか。</li> <li>・北海道で次の訪問先として検討している場所と理由</li> <li>・訪問者の口コミ・投稿など</li> </ul>              |

[事業全般について]

- (ア) スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、観光機構の承認を得ること。
- (イ) 業務の詳細について観光機構と協議の上決定し、進捗状況を綿密に観光機構に報告すること。

8. 契約方法

プロポーザル方式による審査委員会にて事業者を決定する

9. 今後の想定業務スケジュール

|              |                        |
|--------------|------------------------|
| 当事業への参加表明    | 6月19日(水) 17時まで(メールで表明) |
| 企画提案書提出      | 6月22日(金) 15時まで         |
| 審査会          | 6月26日(火) 頃を予定          |
| 結果通知         | 6月28日(木) 頃を予定          |
| 契約           | 6月末                    |
| 中間報告         | 8月中旬頃                  |
| 事業終了・事業報告書提出 | 3月15日まで                |

10. 企画提出物・提出期限

(1) 提出物

①企画書 6部

なお、企画提案書作成にあたっては上記7の(1)～(3)に係る企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(ア) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

(イ) 実施スケジュール

企画提案書の中で執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。

(ウ) 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。

なお、観光機構事業の実績については、記載しないでください。

(エ) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。

②見積書 1部（社名あり1部）

※サイトプロモーションの詳細経費等、項目ごとに分けて詳細を記載願います。

(2) 企画提案書提出期限

平成30年6月22日（金） 15時まで

※なお、企画提案の意思のある場合は、平成30年6月19日までに別紙にて参加表明をすること。

(3) 企画提案書提出場所

札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構 広報グループ（担当：林・土居）

TEL：011-231-5881 FAX：011-232-5064

(4) 提出方法

提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX、メールでの提出は不可。

11. 予算上限額

22,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

12. 企画提案時の留意点

- (1) 企画提案は、1社1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された企画提案書は返却しません。

13. 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を実施します。
- (2) 企画提案を提出する事業者が5社以上の場合は、書面審査を行い、原則、上位4社をヒアリングの対象とします。
- (3) ヒアリングの日時及び場所は、別途お知らせします。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配付については認めません。

14. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

企画提案内容が、事業目的・北海道の課題および分析イメージに合致し、効果的な内容となっているか。

(2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

(3) 業務遂行能力

業務遂行に十分な知識・経験があり、業務を遂行する能力があると判断できるか。

15. 著作権等の取扱

- (1) 成果品及び当事業にて撮影写真などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は（公社）北海道観光振興機構に帰属するものとする。

16. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の修正

採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。

- (2) 業務遂行にあたっては、観光機構と連携・調整を密に行い、その都度、観光機構と協議すること。

- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

回答期日：6月19日（火） 17時まで

返信先：北海道観光振興機構 広報・国内プロモーショングループ 林 宛  
FAX: 011-232-5064

平成30年度 DMOの活動推進に向けたマーケティング強化事業  
OTAサイト・旅行情報サイト等と連携した  
インバウンド向けマーケティング

企画提出意向表明書

標記委託事業企画提案に

参加します

会社名 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_

連絡先 TEL \_\_\_\_\_

連絡先 メール \_\_\_\_\_